

作成 2005年 4月15日

改訂 年 月 日

製品安全データシート

1. 製品名及び会社情報

製品名 : エスロン滑剤ベルソープ
会社名 : 積水化学工業株式会社
住所 : 東京都港区虎ノ門2 - 3 - 17 (虎ノ門2丁目タワー) (〒105-8450)
担当部門 : 環境・ライフラインカンパニー 給排水システム事業部
電話番号 : 03-5521-0552
FAX番号 : 03-5521-0558
緊急連絡先 : 上記担当部門
整理番号 : Ae905

2. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物
化学特性 : 分類基準に該当しない

3. 危険有害性の要約

最重要危険有害性 : 該当なし
特定の危険有害性 : 知見なし

4. 応急措置

吸入した場合 : 空気の新鮮な場所へ移動し寝かせる。頭痛等の異常が有る場合は速やかに医師の診察を受ける。
皮膚に付着した場合 : 直ちに汚染された衣服や靴を脱がせ、付着または接触部を石鹼水で洗浄し、多量の水を用いて洗い流し、速やかに医師の診察を受ける。
目に入った場合 : 直ちに多量の流水で15分間以上洗い流し、速やかに医師の診察を受ける。
飲み込んだ場合 : 水で口の中を洗い、直ちに医師の診察を受ける。無理に吐き出させない。

5. 火災時の措置

消火剤 : 水、粉末、炭酸ガス、泡

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項 : 量が多い場合は漏出した場所の周辺にロープを張り、人の立ち入りを禁止する。
環境に対する注意事項 : 土砂、土のう等で流出を防止し、空容器などに回収する。
漏出部は水洗出来るが漏出液を含め下水、河川等に流出するのを防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

取り扱い者の暴露防止 : 取り扱いは換気のよいところで行う。取扱中は、皮膚に触れないように注意し、必要に応じて保護具を着用する。取り扱い後は手洗いおよびうがいを十分に行う。

保管

技術的対策 : 温度が2 ~ 30 の場所を定めて保管する。また、使用後は密封する。
安全な容器包装材料 : 密封可能な容器

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策: 取り扱い場所の近くに、洗顔及び身体洗浄のための設備を設ける。

保護具

呼吸器の保護具: 有機ガス用防毒マスク

手の保護具: 労働衛生保護手袋

目の保護具: 保護眼鏡

皮膚及び身体の保護具: 長袖作業衣、必要に応じ保護服及び保護長靴を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

形状: 液体

色: 淡黄色

臭い: 特異臭

pH: 8.0~10.0

物理的状态が变化する特定の温度・温度範囲

引火点: データなし

爆発特性: データなし

密度: 1.09~1.11

溶解性: 水に易溶

10. 安定性及び反応性

安定性: 通常の手扱い条件においては安定。

危険な反応: 反応性なし。

危険有害な分解生物: 燃焼などによりCO等の有毒ガスを発生する恐れがある。

11. 有害性情報

急性毒性: データなし。

局所効果: データなし。

12. 環境影響情報

環境影響、挙動及び運命に関する情報

漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。

特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないようにする。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物: 酸性(7.0 > pH > 2.0)の場合は廃酸、アルカリ性(12.5 > pH > 7.0)の場合は廃アルカリと廃プラスチックの混合物と分類される(管理型産廃)。乾燥した異物が混入することによって泥状となった物は汚泥(管理型産廃)に分類される。このとき(溶剤類)を5%以上含む場合は汚泥と廃油の混合物(管理型産廃、引火点 70 以下では特別管理型産廃)に分類される。廃水処理の汚泥は汚泥(管理型産廃)に分類される。

汚染容器・包装: 空容器類を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に産業廃棄物として処理または回収に回す。()に管理型・安定型の区分を示す。

外箱、紙管など紙製容器・包装: 回収または紙くずとして処理(単体で管理型産廃、付着成分がある場合も管理型産廃)

金属管、金属ドラム、金属チューブ類: 金属くずとして処理(単独で安定型産廃、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)

プラスチック製ボトル、チューブ、袋など: 廃プラスチックとして処理(単独で安定型産廃、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)

その他: 洗浄水等の廃水は凝集沈殿、活性汚泥などの処理により処理してから排出する。

廃水は水質汚濁防止法および地方自治体の排出基準に従う。

14. 輸送上の注意

輸送に関する情報：取扱いおよび保管上の注意の項の記載に従う。容器の漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷の無いように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

陸上：消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定めるところに従う。

海上：船舶安全法に定めるところに従う。

航空：航空法に定めるところに従う。

国連分類・番号：該当なし

15. 適用法令

法規制：主な規制法規には該当しない。

16. その他の情報

特になし。

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成いたしておりますが、記載のデータや評価に関しては、情報の完全さ、正確さを保証するものではありません。また、記載事項は通常の取り扱いを対象としたものですので、特別な取り扱いをする等の場合には新たに用途、用法に適した安全対策を実施の上お取り扱い願います。